

# 附 属 资 料

# 目 次

## 1 職員給与実態調査関係

平成30年度職員給与実態調査の概要	1
第1表 任命権者別、給料表別職員数	2
第2表 給料表別給与額等	4
第3表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第4表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第5表 給料表別、級別、学歴別職員数	22
第6表 給料表別、級別平均給料額等	24
第7表 行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額	26
第8表 扶養手当の支給状況	27
第9表 給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	27
第10表 職員の住居施設の利用状況	28
第11表 職員の通勤の状況	30
第12表 単身赴任手当の支給状況	34
第13表 再任用職員の給料表別、級別人員数	35

## 2 職種別民間給与実態調査関係

平成30年職種別民間給与実態調査の概要	36
第14表 産業別、企業規模別調査事業所数	37
第15表 職種別にみた民間給与額等	38
第16表 公民給与の比較における対応関係	44
第17表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	45
第18表 民間における初任給の改定状況	45
第19表 民間における定期昇給制度の状況	46
第20表 民間における家族手当の支給状況	46
第21表 民間における住居手当の支給状況	47
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	47

## 3 生計費及び労働経済指標関係

平成30年4月の標準生計費算定方法の概要	48
第23表 盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	49
参考1 盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国比較	49
参考2 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	50
第24表 労働経済指標	51

# 1 職員給与実態調査関係



# 平成30年度職員給与実態調査の概要

平成30年度の職員の給与実態調査を次により実施した。

## 1 調査の目的

職員の給与の実態を正確に把握し、給与制度運用の基礎資料を得ることを目的とした。

## 2 調査の時期

平成30年4月1日

## 3 調査の方法

「給与支給事務処理要領」（平成4年3月31日付け出総第170号）に基づき、総務事務センターで管理している給与関係データをもとに集計した。

## 4 調査の範囲

調査の時期に在職している職員

## 5 調査の項目

ア 基準学歴

イ 経験年数

ウ 年齢

エ 適用給料表、級、号給

オ 扶養手当

カ 住居手当

キ 通勤手当

ク 単身赴任手当

ケ その他

## 6 調査結果

調査結果は、第1表から第13表に示すとおりである。

第1表

## 任命権者別、

任命権者		給料表	計	行政職	公安職	教育職(1)
			人	人	人	人
計			17,660	4,557	2,104	3,374
知事			3,876	3,444		18
議会議長			32	32		
選挙管理委員会			4	4		
代表監査委員			17	17		
教育委員会	本庁等		316	156		79
	県立高等学校等		3,550	256		3,276
	市町村立小中学校		7,444	346		
人事委員会			16	16		
警察本部長			2,401	282	2,104	1
海区漁業調整委員会			4	4		

(注) 1 県立高等学校等には、特別支援学校が含まれている。

2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

給料表別職員数

教育職 (2)	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
人	人	人	人	人
7,189	193	19	125	99
3	176	19	122	94
73	5			3
18				
7,095			3	
	12			2

第2表

## 給 料 表 別

区 分		給料表				
		計	行 政 職	公 安 職	教 育 職 ( 1 )	
職員数 (人)		17,660	4,557	2,104	3,374	
扶養親族数 (人)		16,692	4,482	2,645	3,277	
	給料月額 (円)	6,282,818,200	1,487,958,300	675,297,200	1,249,509,400	
	給料の調整額 (円)	20,461,503	630,700	98,100	10,399,925	
	教職調整額等 (円)	140,067,448			45,630,040	
	給料の特別調整額 (円)	98,957,403 (101,259,200)	31,705,367 (32,734,400)	6,091,059 (6,259,800)	11,517,856 (11,713,400)	
	扶養手当 (円)	164,417,000	43,695,500	24,880,000	32,164,500	
	地域手当 (円)	4,070,683	2,136,553	277,234		
	諸手当 (円)	261,109,943	59,286,014	26,703,014	48,841,146	
	給与総額 (円)	6,971,902,180 (6,974,203,977)	1,625,412,434 (1,626,441,467)	733,346,607 (733,515,348)	1,398,062,867 (1,398,258,411)	
	職員一人当たり平均	給料月額 (円)	355,765	326,521	320,958	370,334
		給料の調整額 (円)	1,158	138	46	3,082
教職調整額等 (円)		7,931			13,524	
給料の特別調整額 (円)		5,603 (5,733)	6,957 (7,183)	2,894 (2,975)	3,413 (3,471)	
扶養手当 (円)		9,310	9,588	11,825	9,533	
地域手当 (円)		230	468	131		
諸手当 (円)		14,782	13,007	12,689	14,473	
給与月額 (円)		394,779 (394,909)	356,679 (356,905)	348,543 (348,624)	414,359 (414,417)	
扶養親族数 (人)		10,000円該当	0.24	0.28	0.45	0.22
		9,000円該当	0.01	0.01	0.00	0.01
	8,000円該当	0.67	0.65	0.79	0.71	
	6,500円該当	0.03	0.04	0.02	0.03	
	(特定期間にある子)	0.26	0.24	0.18	0.27	
	計	0.95	0.98	1.26	0.97	
年齢 (歳)		43.8	41.6	38.2	44.4	
経験年数 (年)		22.0	20.8	17.7	21.8	
修学年数 (年)		15.2	14.1	13.9	15.8	

- (注) 1 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。  
2 給料の特別調整額には、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定められている管理職手当を含む。  
3 ( ) 内は、条例附則による減額前の額である。  
4 「諸手当」とは、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等



給 与 額 等

教育職（２）	研究職	医療職（１）	医療職（２）	医療職（３）
7,189	193	19	125	99
5,929	194	28	110	27
2,718,060,900	67,392,500	9,337,000	42,423,700	32,839,200
8,886,278		133,600	60,000	252,900
94,437,408				
47,440,290 (48,266,900)	1,201,238 (1,246,600)	579,335 (599,500)	422,258 (438,600)	
60,014,000	1,994,000	285,500	1,110,000	273,500
		1,656,896		
116,974,601	2,558,954	3,724,983	2,348,798	672,433
3,045,813,477 (3,046,640,087)	73,146,692 (73,192,054)	15,717,314 (15,737,479)	46,364,756 (46,381,098)	34,038,033 (34,038,033)
378,086	349,183	491,421	339,389	331,709
1,236		7,031	480	2,554
13,136				
6,599 (6,713)	6,224 (6,459)	30,491 (31,552)	3,378 (3,508)	
8,348	10,331	15,026	8,880	2,762
		87,205		
16,269	13,257	196,049	18,790	6,791
423,674 (423,788)	378,995 (379,230)	827,223 (828,284)	370,917 (371,047)	343,816 (343,816)
0.16	0.32	0.74	0.18	0.07
0.01	0.02			0.01
0.62	0.64	0.68	0.67	0.14
0.03	0.03	0.05	0.03	0.05
0.29	0.34	0.37	0.30	0.10
0.82	1.01	1.47	0.88	0.27
46.6	42.5	48.6	43.3	42.3
24.2	19.8	23.5	20.3	20.1
15.9	16.0	18.0	15.8	15.5

及び寒冷地手当である。

第3表

給料表別、級別、

給料表	号給 職務 の級	計																										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
行政職	1	792					23			30				46	3	2	1	29	2	5		24	1	22	4	105	4	
	2	551				1			1		2	1	33	3	16	7	32	3	27	5	36	5	22	6	23	3		
	3	497																			3	1	3	1	4			
	4	1,227																										
	5	953																										
	6	221													1			1										
	7	217	1																									
	8	73																		2	4	1	1	2		5	7	
	9	22				1								12	2	1	2	1	1		1				1			
	10	4	2	1	1																							
公安職	1	348			26			4	22	6	29			2	35	26	3	37	4	5	4	42	6					
	2	312																	4	2		32	2					
	3	410																3	2	8	6							
	4	553														2	2			1	2	1						
	5	368																										
	6	49																										
	7	40																										
	8	14																										
	9	10																										
教育職	1	217	1										1										1		1			
	2	2,871	12	6	20		1	3	21	2	2	2	25	8	4	23	4	7	4	24	1	12	5	13	9			
	特2	48																										
	3	148																										
(1)	4	90																			3		3	1	2			
教育職	1																											
	2	6,046										79		7	2	86	1	8	8	62	2	10	7	45	4			
	特2	142																										
	3	529																										
(2)	4	472												1				5	17	32	62	39	26	15				
研究職	1	23																							3			
	2	35															3		1	3		1	2	4				
	3	113																		1			1		1			
	4	17																										
	5	5																					1	1				

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示している。  
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

号 給 別 職 員 数

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57		
21	6	80	4	22	7	84	8	22	6	49	4	40	6	61	5	36	5	14	2	3	2	2	1			1						
23	7	21	6	24	5	26	2	14	5	15	2	13	4	14	6	13	1	16	2	10	4	12	3	13	2	9	4	5	3	7		
14	2	7	4	10	1	7	6	10	6	15	6	17	6	28	9	17	9	27	11	28	7	16	8	16	14	9	6	13	8	6		
		6		6	2	14	3	16	8	26	5	29	5	20	8	23	14	38	20	48	11	25	22	30	41	23	36	31	42	16		
																			1	1	1		2	3		7	6	3	9	10		
																							6	25	35	26	24	38	3	10		
		6	18	68	25	9	15	1		17	13	7	2	2	5	2	3	3		4	2	2	2	2	1	2	1	1	1			
3	11	11	1	6	6	3	4	1	2	3																						
8	2	43		5	1	10	1	1	1	9	1	2	1		2			2						2	1	2						
4	1	36	1	9	1	29	5	7	6	21	5	20	3	15	4	11	2	19	3	8	2	11	3	9	1	10	3	4	1	8		
8		3		14		14	2	13	2	10	3	8	2	8		7	4	9	5	17	5	17	6	23	2	21	4	17	4	8		
1	1	1		1	1	4	1	3	3	4		6	5	7		8	1	5		6	1	7		12	1	7	1	6	2	8		
														1						2	5	2	2	7	5	3	2	3	7	3		
																										1	1	9	14	4		
																	8	1	2		1			1		1						
			5	2	2	1																										
			1			2		1		2	2	1	3		1				1	1	2	1	1	2	1	2	1		1	1		
19	5	20	3	16	5	16	7	18	3	16	5	21	5	14	17	15	6	19	6	26	6	21	9	15	5	21	2	21	7	28		
																										1		3	3		3	
3	3	6	10	15	7	3	5	7	10	12																						
24	11	33	9	26	8	39	5	39	8	37	7	34	14	38	11	26	6	29	12	34	10	15	11	29		28	9	23	11	15		
11	18	21	18	20	13	9	19	10	11	125																						
	1	4				4	1		1	3	1	1	1					1	1											1		
	1	4		1	1	2				2	1			1		2				1		1				2						
1	1				2	1	2	1	2							1	1	2	2	2	2	1	2	3	1	1	1	5				
																								1	1		2	3			2	1
	1				2																											



87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	
						1																									
2		1	4	2	1	1	5	1	1	2	1		1		1	1	1					1	1		1	4					
8	2	7	2	4		9	6	4	3	5	4	1	1	29																	
57	18	52	26	34	18	26	14	22	7	108																					
6			1																												
6	2	3	2	3	2	4	3	4	3		2	2	2	4	2	5	1	3	6	7	5	2	2	5	3	9	3	9	5	4	
7	7	8	10	4	5	11	2	9	5	15	5	4	7	10	6	7	2	13													
6	3	5	3	3	1	2		6	2	7																					
5	2		4	2	1	1		2		6	1	2	2	2	3	5	1	6	4	2	2	2	5	2	1	3	3	3		2	
38	28	29	18	27	23	21	32	28	26	27	21	39	18	35	13	34	20	41	17	34	14	34	22	46	14	44	19	36	21	27	
	1	2	5	8	10	1	3	2	5	4	3	1			2								1								
29	16	35	19	37	22	34	18	31	24	45	22	28	32	37	38	37	50	31	57	64	40	66	37	67	38	91	46	83	39	86	
2	3	8	1	3	8	10	15	8	6	6	2	6	5	4	1	2	2	1		3		1	1							1	
13	18	20	14	9	25	61																									
	3	1	3	2		9	1				1	2	2	1	19																

給料表	職務の級	号給																													
		118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	
行政職	1																														
	2								4																						
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														
	7																														
	8																														
	9																														
	10																														
公安職	1								2																						
	2																														
	3																														
	4	3	7	7	13	6	19	4	70																						
	5																														
	6																														
	7																														
	8																														
	9																														
教育職 (1)	1				1	1	1		4	2	2		4		1	2	1	2	4					1	1				1		
	2	34	22	36	30	29	34	29	43	28	46	31	49	58	35	43	46	69	37	22	29	17	11	5	4	3	2		2		
	特2																														
	3																														
	4																														
教育職 (2)	1																														
	2	36	90	32	78	41	75	45	100	41	88	40	67	59	57	74	54	76	69	69	86	76	106	113	94	136	148	165	142	175	
	特2																														
	3																														
	4																														
研究職	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5																														







27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
				1		1				1																					
					1													1													
															1															1	1
			1		1		2			1	2			2	1			1	1		1										
										1		2		1	1		1	1	1	1						1					
						1	1		1	1		1		2	2		2	2	1			1			1	1	1	2	1	1	1
																		1		1	3									1	
				2		1																									
2		1				2	1																								
1										2				1		1	1	1					1							1	1
														1		1									3		1			1	1
																									1						
																		3	2												

給料表	給 号 の 級	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86		
		医療職(1)	1																													
	2																															
	3																			1												
	4	1			1			4																								
医療職(2)	1																															
	2																															
	3																															
	4										1			1																		
	5	2			2	2		2	1	1	1	1			1								2		3	1		1			3	
	6																															
	7																															
医療職(3)	1																															
	2																															
	3		1												1																	
	4		1													1																
	5	1		1		1			1			1									1	1										1
	6																															



給料表	給 号 の 級 の 級	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146		
		医療職(1)	1																													
	2																															
	3																															
	4																															
医療職(2)	1																															
	2																															
	3																															
	4																															
	5																															
	6																															
	7																															
医療職(3)	1																															
	2																															
	3																															
	4																															
	5																															
	6																															



第4表

給料表別、級別、

給料表	職務の級	年齢																							
		計	18歳未満	18歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37		
行政職	計	4,557人		23	30	45	38	116	125	120	102	106	98	71	81	69	57	58	58	65	78	79	79		
	1	792		23	30	45	38	116	124	119	100	106	53	22	10	5					1				
	2	551							1	1	2		45	49	71	63	57	48	44	52	40	26	14		
	3	497														1		10	12	12	37	53	46		
	4	1,227																					19		
	5	953																							
	6	221																		1	1				
	7	217																		1					
	8	73																							
	9	22																							
	10	4																							
公安職	計	2,104		26	26	34	33	71	48	66	49	68	50	70	76	47	60	62	63	73	57	75	52		
	1	348		26	26	34	33	71	48	59	16	11	5	7	3		2	3	1	1					
	2	312								7	33	50	33	46	37	31	26	21	10	10	6		2		
	3	410									7	12	17	30	16	25	33	39	49	31	43	22			
	4	553												6		7	5	13	13	20	32	28			
	5	368																							
	6	49																							
	7	40																							
	8	14																							
	9	10																							
教育職(1)	計	3,374		1			1	12	28	29	41	38	44	43	50	53	43	47	59	65	70	69	85		
	1	217		1			1		2		2	3	4	5	5	2	3	7	7	7	8	4	12		
	2	2,871						12	26	29	39	35	40	38	45	51	40	40	52	58	62	65	73		
	特2	48																							
	3	148																							
4	90																								
教育職(2)	計	7,189						79	96	88	73	77	86	91	94	64	63	61	71	80	94	75	106		
	1																								
	2	6,046						79	96	88	73	77	86	91	94	64	63	61	71	80	94	75	106		
	特2	142																							
	3	529																							
4	472																								

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

年 齡 別 職 員 数

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歳 以上	平均年齢	
112	108	120	123	145	118	141	198	178	185	169	166	169	115	134	139	149	137	115	103	113	122		41.6 歳	
																								23.6
16	3	3	1	4		1	2	1	2			2				1	1				1			32.0
58	51	37	32	33	15	16	15	12	15	13	4	2	5	1	4	4	4	2			1	2		40.0
38	54	79	90	106	94	106	148	109	105	80	64	36	24	17	14	11	9	9	7	3	5		44.8	
		1		2	9	18	31	55	62	72	86	94	67	83	88	75	62	34	31	42	41		51.3	
									1	4	11	30	7	15	12	22	25	25	30	17	20		54.1	
							1	1			1	5	8	15	19	27	30	35	18	25	31		55.3	
													3	3	2	9	5	7	12	15	17		56.5	
							1						1				1	3	5	7	4		56.6	
																					2	2		58.5
58	69	45	50	39	32	30	41	28	28	45	40	41	24	42	55	54	50	51	47	68	61		38.2	
							1		1															22.5
																								28.5
22	28	13	10	5	2	2	1	2			1													34.1
36	37	27	28	21	15	14	19	11	9	18	18	16	9	12	23	18	17	12	18	24	27		44.7	
	4	5	12	13	15	13	18	15	17	23	18	22	11	18	20	25	19	27	21	29	23		50.8	
						1	2		1	3	3		3	5	5	5	6	3	1	8	3		53.4	
										1		3	1	7	6	4	5	5	3	1	4		54.2	
															1	2	2	3	1	3	2		56.3	
																	1	1	3	3	2		57.4	
103	108	118	112	117	123	126	126	127	108	138	149	138	125	120	98	125	133	110	102	91	99		44.4	
15	8	10	12	15	19	9	5	12	7	7	7	3	1	3	1	1	2	1	3	1	2		40.1	
88	100	108	100	102	104	117	121	115	98	124	136	123	111	103	84	93	91	70	57	56	65		43.6	
														1	3	10	7	8	8	5	6		55.9	
									3	7	6	12	13	13	8	15	22	18	11	14	6		53.8	
																2	6	11	13	23	15	20		56.9
98	106	118	128	141	173	234	257	294	289	279	352	345	342	361	373	372	339	364	311	323	292		46.6	
98	106	118	128	141	172	232	246	284	259	240	305	286	271	280	278	280	227	240	195	191	171		45.2	
					1	2	11	10	16	13	12	13	5	3	7	10	2	8	9	11	9		51.1	
										14	26	35	45	60	67	66	43	52	36	34	24	27		53.0
												1	6	11	22	39	58	80	73	97	85		56.5	

給料表	年齢 職務の級	計	18歳未満	18歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
研究職	計	193人					3	4	2	8	3	7	6	4	2	7	4	2	2			5	2
	1	23					3	4	2	8	2	2	1			1							
	2	35									1	5	5	4	2	6	4	2	2			1	1
	3	113																				4	1
	4	17																					
	5	5																					
医療職(1)	計	19												1		1			1			1	
	1																						
	2	7												1		1			1			1	
	3	3																					
	4	9																					
医療職(2)	計	125					1		3	2	7	2	2	1	1	1	1	4	1	1	4	3	2
	1																						
	2	12					1		3	2	6												
	3	24									1	2	2	1	1	1	4	1	1	4	2	1	
	4	13																				1	1
	5	65																					
	6	6																					
	7	5																					
医療職(3)	計	99					3	3	4	3	3	2		4	2	1	2	1	1	3	5	3	
	1																						
	2	19					3	3	4	3	3	2					1						
	3	22												4	2	1	1	1	1	3	3	2	
	4	17																				2	1
	5	36																					
	6	5																					
全給料表	17,660		50	56	79	72	285	304	312	278	302	289	284	310	239	232	238	256	287	307	311	329	

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。



38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歲 以上	平均年齡		
4	5	6	8	4	3	6	5	3	6	5	9	10	9	11	5	7	7	3	3	5	8		42.5 歲		
																								24.8	
1				1																				30.8	
3	5	6	8	3	3	6	5	3	6	5	9	10	9	10	5	3	3		2	2	2		47.1		
														1		4	4	3	1			4		55.8	
																					3	2		58.4	
1				3				1	1					1		1		1	1				5	48.6	
1				1				1																36.0	
				2					1															43.7	
														1		1		1	1				5	60.0	
1	5	6	3	5	3	2	9	2	3	4	4	5	4	4	8	9	2	3	2	1	5		43.3		
																									25.0
							2								1									33.9	
1	3	2			1		1		2							1								41.8	
	2	4	3	5	2	2	6	2	1	4	4	5	4	4	6	5	1	1	2			2		48.2	
															1	2	1	1				1		55.2	
																1		1			1	2		57.2	
3	1	1	3	1	1	1	1		2	1	5	2	6	5	3	2	3	4	2	9	3		42.3		
																									24.7
2			1								1													34.5	
1	1	1	2		1				2	1	1			1							2	1		45.2	
				1		1	1				3	2	6	4	3	2	3	4	1	4	1			52.7	
																			1	3	1			58.0	
380	402	414	427	455	453	540	637	633	622	641	725	710	625	678	681	719	671	651	571	610	590	5	43.8		

第5表

給料表別、級別、学歴別職員数

給料表	学歴 区分 職務の級	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学 年数
		人員数	17,660 人	13,618 人	836 人	3,202 人	4 人
計	構成比	100.0 %	77.1 %	4.8 %	18.1 %	0.0 %	—
行政職	計	4,557	2,394	109	2,050	4	14.1
	1	792	390	74	328		14.2
	2	551	315	25	210	1	14.4
	3	497	200	2	292	3	13.6
	4	1,227	566	3	658		13.9
	5	953	539	2	412		14.3
	6	221	123	3	95		14.3
	7	217	171		46		15.2
	8	73	65		8		15.6
	9	22	22				16.0
	10	4	3		1		15.0
		構成比	100.0 %	52.5 %	2.4 %	45.0 %	0.1 %
公安職	計	2,104	958	125	1,021		13.9
	1	348	94	37	217		13.3
	2	312	173	25	114		14.4
	3	410	235	34	141		14.5
	4	553	268	19	266		14.0
	5	368	140	9	219		13.6
	6	49	25		24		14.0
	7	40	11	1	28		13.2
	8	14	9		5		14.6
	9	10	3		7		13.2
	構成比	100.0 %	45.5 %	5.9 %	48.6 %		—
教育職(1)	計	3,374	3,134	110	130		15.8
	1	217	82	59	76		14.1
	2	2,871	2,768	51	52		15.9
	特2	48	47		1		15.9
	3	148	147		1		16.0
	4	90	90				16.0
		構成比	100.0 %	92.9 %	3.3 %	3.8 %	
教育職(2)	計	7,189	6,741	448			15.9
	1						
	2	6,046	5,636	410			15.9
	特2	142	133	9			15.9
	3	529	511	18			15.9
	4	472	461	11			16.0
	構成比	100.0 %	93.8 %	6.2 %			—

給料表	学歴区分 職務の級	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学 年数
		研究職	計	193 人	190 人	3 人	
	1	23	23				16.0
	2	35	34	1			15.9
	3	113	111	2			16.0
	4	17	17				16.0
	5	5	5				16.0
	構成比	100.0 %	98.4 %	1.6 %			—
医療職 (1)	計	19	19				18.0
	1						
	2	7	7				18.0
	3	3	3				18.0
	4	9	9				18.0
	構成比	100.0 %	100.0 %				—
医療職 (2)	計	125	109	16			15.8
	1						
	2	12	12				16.0
	3	24	20	4			15.8
	4	13	9	4			15.4
	5	65	57	8			15.8
	6	6	6				16.0
	7	5	5				16.0
	構成比	100.0 %	87.2 %	12.8 %			—
医療職 (3)	計	99	73	25	1		15.5
	1						
	2	19	19				16.0
	3	22	16	6			15.5
	4	17	8	9			14.9
	5	36	25	10	1		15.3
	6	5	5				16.0
	構成比	100.0 %	73.7 %	25.3 %	1.0 %		—

- (注) 1 学歴区分は、行政職、教育職(1)、教育職(2)、研究職、医療職(1)、医療職(2)及び医療職(3)の各給料表においては初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）別表第2の級別資格基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分（この場合において、医療職(2)の「短大3卒」は「短大卒」に含めた。）、公安職給料表においては同規則別表第3の学歴免許等資格区分表の学歴免許等の資格に対応する基準学歴区分によるものである。
- 2 平均修学年数は、前記の学歴区分に対応する修学年数により算出したものである。ただし医療職(1)にあつては大学卒18年、医療職(3)にあつては短大卒14年、高校卒11年とした。
- 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第6表

## 給 料 表 別 、 級 別

区分 職務の級	行政職					公安職				
	人員	職員1人当たり平均				人員	職員1人当たり平均			
		給料月額	年齢	経験年数	修学年数		給料月額	年齢	経験年数	修学年数
計	人 4,557	円 326,521	歳 41.6	年 20.8	年 14.1	人 2,104	円 320,958	歳 38.2	年 17.7	年 13.9
1	792	186,625	23.6	2.9	14.2	348	206,605	22.5	3.0	13.3
2	551	243,830	32.0	10.7	14.4	312	251,074	28.5	7.7	14.4
3	497	310,304	40.0	19.3	13.6	410	290,737	34.1	12.8	14.5
4	1,227	363,715	44.8	24.3	13.9	553	369,039	44.7	23.9	14.0
5	953	393,565	51.3	30.4	14.3	368	413,373	50.8	30.8	13.6
6	221	405,171	54.1	33.2	14.3	49	429,018	53.4	33.0	14.0
7	217	432,494	55.3	33.6	15.2	40	438,750	54.2	34.7	13.2
8	73	461,826	56.5	34.4	15.6	14	454,164	56.3	35.4	14.6
9	22	500,568	56.6	34.0	16.0	10	473,010	57.4	38.1	13.2
10	4	528,225	58.5	37.3	15.0					

区分 職務の級	教育職(1)					教育職(2)				
	人員	職員1人当たり平均				人員	職員1人当たり平均			
		給料月額	年齢	経験年数	修学年数		給料月額	年齢	経験年数	修学年数
計	人 3,374	円 370,334	歳 44.4	年 21.8	年 15.8	人 7,189	円 378,086	歳 46.6	年 24.2	年 15.9
1	217	290,012	40.1	18.7	14.1					
2	2,871	368,346	43.6	20.9	15.9	6,046	367,893	45.2	22.7	15.9
特2	48	432,602	55.9	33.3	15.9	142	411,824	51.1	28.9	15.9
3	148	443,680	53.8	31.0	16.0	529	423,089	53.0	30.5	15.9
4	90	473,608	56.9	34.2	16.0	472	448,061	56.5	34.0	16.0

平 均 給 料 額 等

区分 職務の級	研究職					医療職(1)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	
計	193	349,183	42.5	19.8	16.0	19	491,421	48.6	23.5	18.0
1	23	204,408	24.8	2.4	16.0					
2	35	266,511	30.8	7.9	15.9	7	391,971	36.0	9.3	18.0
3	113	387,329	47.1	24.3	16.0	3	499,366	43.7	21.0	18.0
4	17	428,594	55.8	33.2	16.0	9	566,122	60.0	35.4	18.0
5	5	461,780	58.4	35.6	16.0					

区分 職務の級	医療職(2)					医療職(3)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	
計	125	339,389	43.3	20.3	15.8	99	331,709	42.3	20.1	15.5
1										
2	12	211,025	25.0	2.0	16.0	19	226,257	24.7	2.6	16.0
3	24	265,725	33.9	10.4	15.8	22	283,945	34.5	12.0	15.5
4	13	322,438	41.8	18.5	15.4	17	350,335	45.2	23.4	14.9
5	65	380,509	48.2	25.5	15.8	36	396,141	52.7	30.8	15.3
6	6	405,033	55.2	32.7	16.0	5	415,340	58.0	34.8	16.0
7	5	431,800	57.2	34.8	16.0					

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第7表

行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額

経験 年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平 均 給 料 額	人 員	平 均 給 料 額
計		人 2,394 (77,397)	円 329,701 (319,179)	人 2,050 (51,870)	円 328,597 (346,650)
1年未満		88 (2,538)	186,922 (185,905)	27 (835)	178,922 (149,731)
1年以上	2年未満	79 (2,739)	194,425 (192,053)	32 (671)	165,828 (156,376)
2年以上	3年未満	78 (2,532)	195,257 (198,739)	49 (608)	158,353 (159,853)
3年以上	5年未満	151 (4,356)	204,553 (210,767)	72 (973)	171,978 (170,136)
5年以上	7年未満	113 (3,425)	223,065 (228,699)	72 (380)	189,381 (187,807)
7年以上	10年未満	146 (5,956)	238,766 (252,561)	80 (657)	202,343 (208,339)
10年以上	15年未満	160 (11,059)	278,267 (292,934)	72 (1,596)	236,221 (242,821)
15年以上	20年未満	363 (12,665)	337,336 (332,973)	198 (2,806)	276,495 (283,947)
20年以上	25年未満	397 (13,150)	371,135 (372,368)	227 (6,603)	327,236 (329,264)
25年以上	30年未満	412 (10,228)	395,811 (399,270)	448 (11,324)	365,141 (358,980)
30年以上	35年未満	311 (6,873)	421,128 (406,463)	336 (11,422)	383,042 (380,726)
35年以上		96 (1,876)	447,399 (408,391)	437 (13,995)	400,915 (393,543)

- (注) 1 ( )内は、人事院が調査した全国数値である。  
2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第8表

## 扶養手当の支給状況

区分 給料表	扶養手当 支給職員数 (人)	受給者1人 当たりの平 均手当額 (円)	支給額別扶養親族数 【 】内は手当額					計 (人)
			配偶者 (人) 【10,000円】	配偶者のない職員の扶養 親族のうち1人 (人)		子 (人) 【8,000円】	父母等 (人) 【6,500円】	
				子 【10,000円】	父母等 【9,000円】			
計	8,254	19,919	4,017	257	164	11,700	554	16,692 [ 4,600 ]
行政職	2,184	20,007	1,231	51	62	2,947	191	4,482 [ 1,100 ]
公安職	1,261	19,730	929	12	2	1,666	36	2,645 [ 378 ]
教育職(1)	1,572	20,460	707	52	34	2,395	89	3,277 [ 906 ]
教育職(2)	3,057	19,631	1,050	137	61	4,459	222	5,929 [ 2,096 ]
研究職	92	21,673	61	0	4	123	6	194 [ 65 ]
医療職(1)	15	19,033	14	0	0	13	1	28 [ 7 ]
医療職(2)	55	20,181	22	1	0	83	4	110 [ 38 ]
医療職(3)	18	15,194	3	4	1	14	5	27 [ 10 ]

- (注) 1 本表において「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者を示している。  
 2 「計」欄の〔 〕内は、5,000円加算の対象となる満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子の数を内数で示している。  
 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第9表

## 給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給者計	受給者1人当たりの平均 手当月額
旧支給割合	25%	20%	18~16%	16%	14~12%	12~8%		
本庁における主な職	部長	副部長	参事	総括課長	課長	担当課長		
受給者	人 20	人 74	人 50	人 262	人 828	人 542	人 1,776	円 55,719 (57,015)

- (注) 1 「旧支給割合」とは、給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第11号）による改正前の支給割合である。  
 2 管理職手当の支給を受ける職員については、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第12号）による改正前の支給割合に対応する区分により分類している。  
 3 ( )内は、条例附則による減額前の額である。  
 4 区分が5種の課長は、職務の級が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条第1項に規定する級別職務区分表により行政職給料表の6級及び7級に分類される職である。  
 5 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第10表

職 員 の 住 居 施

1 住居の種類別等利用状況

区分 給料表	公団・公営住宅	民間賃貸住宅	間借り	下宿	計	単身赴任職員の配偶者等の住宅（借家等）
	人	人	人	人	人	人
計	30	4,354	4	3	4,391	78
行政職	1	976		2	979	44
公安職	3	266	2		271	7
教育職(1)	5	1,031			1,036	11
教育職(2)	21	1,998	2	1	2,022	14
研究職		45			45	
医療職(1)		4			4	1
医療職(2)		25			25	1
医療職(3)		9			9	

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。  
 2 「単身赴任職員の配偶者等の住宅」とは、単身赴任手当を支給される職員が配偶者等の居住のために  
 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 住居の種類別等住居費負担状況

区分 家賃額	計	12千円未満	12	13	15	17	19	21	23	25	27
		13	5	5	5	5	5	5	5	5	5
公団・公営住宅	30人				12		1		1	1	7
民間賃貸住宅	4,354人			2		4	2	3	7	7	
間借り	4人										
下宿	3人										
計	4,391人			14		5	2	4	8	14	
累計	人員	—人			14	14	19	21	25	33	47
	比率	—%			0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	1.1
単身赴任職員の配偶者等の住宅	78人										

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。  
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

3 住居手当の支給状況

区分 受給者数・平均手当月額	借家・借間				単身赴任職員の配偶者等の住宅（借家等）
	11千円未満	11千円以上 27千円未満	27千円	小計	
手当受給者数	21人	2,085人	2,285人	4,391人	78人
受給者1人当たりの平均手当月額	24,762円				13,005円

- (注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。



# 設 の 利 用 状 況

借り受けている住宅等をいう。

29 ㄱ	31 ㄱ	33 ㄱ	35 ㄱ	37 ㄱ	39 ㄱ	41 ㄱ	43 ㄱ	45 ㄱ	47 ㄱ	49 ㄱ	51 ㄱ	53 ㄱ	55千円 以 上
31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55	
1							1	2					4
41	10	21	70	68	190	102	129	317	225	370	199	306	2,281
1					1					1		1	
					3								
43	10	21	70	68	194	102	130	319	225	371	199	307	2,285
90	100	121	191	259	453	555	685	1,004	1,229	1,600	1,799	2,106	4,391
2.0	2.3	2.8	4.3	5.9	10.3	12.6	15.6	22.9	28.0	36.4	41.0	48.0	100.0
1					3		1	2	2	6		3	60

第11表

職 員 の 通

1 通勤手当の受給者の状況

給料表	区 分	計	交通機関等利用者			
			鉄道	バス	併用者等	計
	計	14,052 人	461 人	1,105 人	227 人	1,793 人
	行 政 職	3,273	277	744	160	1,181
	公 安 職	1,353	75	254	1	330
	教 育 職 (1)	2,848	65	37	35	137
	教 育 職 (2)	6,217	29	50	10	89
	研 究 職	173	3	9	6	18
	医 療 職 (1)	4	1		1	2
	医 療 職 (2)	105	4	3	8	15
	医 療 職 (3)	79	7	8	6	21

(注) 1 高速自動車国道を利用する職員にあっては、交通用具使用者として調査した。  
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 交通機関等利用者の所要運賃額別職員数

給料表	運賃額 区分	計	12千円	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34
			未満	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	行 政 職	1,471 人	872	116	38	55	23	17	22	6	32	2	5	2	14
	公 安 職	348 人	261	48	12	6	6	1	1	1		2			
	教育職(1)	278 人	60	12	5	15	5	3	8	2	8	2	12	2	9
	教育職(2)	161 人	69	8	5	8	2	1	4	3	2		2		8
	研 究 職	24 人	7	3		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	医 療 職 (1)	2 人	1	1											
	医 療 職 (2)	28 人	9	1			1	1			1	1			
	医 療 職 (3)	31 人	11	3		2	1		2						2
	計	2,343 人	1,290	192	60	87	39	24	38	13	44	8	20	5	33
累	人員	— 人	1,290	1,482	1,542	1,629	1,668	1,692	1,730	1,743	1,787	1,795	1,815	1,820	1,853
計	比率	— %	55.1	63.3	65.8	69.5	71.2	72.2	73.8	74.4	76.3	76.6	77.5	77.7	79.1

(注) 1 所要運賃額は、通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）第7条の規定による額  
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

## 勤 の 状 況

交通用具使用者				交通機関等と交通用具併用者			
自動車	オートバイ等	自転車	計	自動車	オートバイ等	自転車	計
11,129 人	54 人	526 人	11,709 人	404 人	10 人	136 人	550 人
1,397	30	375	1,802	182	6	102	290
906	16	83	1,005	16		2	18
2,546	4	20	2,570	123	1	17	141
6,026	4	26	6,056	62	3	7	72
138		11	149	4		2	6
2			2				
72		5	77	9		4	13
42		6	48	8		2	10

36	38	40	42	44	46	48	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95千円
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	以上
38	40	42	44	46	48	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	
3	1	1		1			66	7	71	26	60	10	12	2		7
1	1		1				4	1		1	1					
3	3	2		1	2	1	16	4	42	19	32	2	6		1	1
		1	1		2		11	1	21	2	8	1		1		
		1									3					1
1				1			2		6	2	2					
							3		3		2	1	1			
8	5	5	2	3	4	1	102	13	143	50	108	14	19	3	1	9
1,861	1,866	1,871	1,873	1,876	1,880	1,881	1,983	1,996	2,139	2,189	2,297	2,311	2,330	2,333	2,334	2,343
79.4	79.6	79.9	79.9	80.1	80.2	80.3	84.6	85.2	91.3	93.4	98.0	98.6	99.4	99.6	99.6	100.0

(交通機関等と交通用具との併用者にあつては、交通機関等に係る額のみ) により調査した。

### 3 交通用具の使用距離別職員数

交通用具	距離区分	計	4 k m	4	6	8	10	12	14	16	18	20
			未満	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ
自動車		11,533 人	1,792	1,443	1,184	1,007	781	656	567	505	366	373
オートバイ等		64 人	28	16	13	2	3					
自転車		662 人	577	72	8	2	1	1	1			
計		12,259 人	2,397	1,531	1,205	1,011	785	657	568	505	366	373
累計	人員	一人	2,397	3,928	5,133	6,144	6,929	7,586	8,154	8,659	9,025	9,398
	比率	一%	19.6	32.0	41.9	50.1	56.5	61.9	66.5	70.6	73.6	76.7

- (注) 1 交通機関等と交通用具の併用者にあつては、交通用具の使用距離により調査した。  
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

### 4 高速自動車国道利用者の所要料金額別職員数

給料表	料金額区分	計	20千円	20	25	30	35	40	45	50	55	60	70	80千円
			未満	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ
計		187 人	51	15	38	55	10	6	5	2	2	2		1
行政職		46 人	4	10	13	13	4	1						1
公安職		2 人	2											
教育職(1)		106 人	41	3	15	33	4	2	3	2	2	1		
教育職(2)		20 人	1		8	5	1	3	1			1		
研究職		5 人	1	2		2								
医療職(1)		人												
医療職(2)		7 人	2		1	2	1		1					
医療職(3)		1 人			1									

- (注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	65 k m
ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	65	以上
310	276	265	206	198	182	149	147	138	256	205	128	93	89	217
	1							1						
310	277	265	206	198	182	149	147	139	256	205	128	93	89	217
9,708	9,985	10,250	10,456	10,654	10,836	10,985	11,132	11,271	11,527	11,732	11,860	11,953	12,042	12,259
79.2	81.5	83.6	85.3	86.9	88.4	89.6	90.8	91.9	94.0	95.7	96.7	97.5	98.2	100.0

5 通勤手当の支給状況

区分 給料表	交通機関等					交通用具							
	手当受給者数				受給者 1人当 たりの 平均手 当月額	手当受給者数							受給者 1人当 たりの 平均手 当月額
	55千円 未満	55千円 以上 ㄱ 75千円 未満	75千円	小計		4km 未満	4km 以上 ㄱ 10km 未満	10km 以上 ㄱ 20km 未満	20km 以上 ㄱ 40km 未満	40km 以上 ㄱ 60km 未満	60km 以上	小計	
計	人 1,983	人 351	人 9	人 2,343	円 20,944	人 2,397	人 3,747	人 2,881	人 2,246	人 682	人 306	人 12,259	円 9,323
行政職	1,276	188	7	1,471	19,338	717	540	348	294	128	65	2,092	8,707
公安職	345	3		348	10,535	317	369	199	113	23	2	1,023	6,315
教育職(1)	171	106	1	278	36,946	443	740	527	558	273	170	2,711	11,920
教育職(2)	127	34		161	26,470	850	2,017	1,727	1,233	242	59	6,128	8,870
研究職	20	3	1	24	25,459	32	51	40	22	8	2	155	8,789
医療職(1)	2			2	9,200	2						2	2,100
医療職(2)	18	10		28	33,735	16	12	31	19	4	8	90	12,660
医療職(3)	24	7		31	27,519	20	18	9	7	4		58	7,514

(注) 1 交通機関等と交通用具の併用者にあつては、それぞれの区分に計上している。  
2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第12表

## 単身赴任手当の支給状況

## 1 給料表別、任命権者別単身赴任手当受給者数

任命権者	受給者数								
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 371	人 256	人 194	人 467	人 10	人 5	人 8	人 4	人 1,315
知事	331				10	5	8	4	358
教育委員会	34		194	467					695
本庁等	9		4	1					14
高等学校等	18		190	2					210
小・中学校	7			464					471
警察本部長	6	256							262
その他									

(注) 1 高等学校等には、特別支援学校が含まれている。

2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

## 2 給料表別、支給額別単身赴任手当受給者数

支給額	受給者数								
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 371	人 256	人 194	人 467	人 10	人 5	人 8	人 4	人 1,315
30,000円 80km未満	35	110	29	124	2	1	1	1	303
36,000円 80km以上 100km未満	84	46	34	77		2	2	2	247
38,000円 100km以上 150km未満	213	89	101	198	5		4	1	611
40,000円 150km以上 200km未満	24	8	27	54	3		1		117
42,000円 200km以上 250km未満	2	1	2	9					14
44,000円 250km以上 300km未満		1		2		1			4
46,000円 300km以上 500km未満	1			1					2
54,000円 500km以上 700km未満	10	1	1	1					13
62,000円 700km以上 900km未満									
70,000円 900km以上 1,100km未満	2								2
76,000円 1,100km以上 1,300km未満									
82,000円 1,300km以上 1,500km未満						1			1
88,000円 1,500km以上 2,000km未満									
94,000円 2,000km以上 2,500km未満									
100,000円 2,500km以上				1					1

(注) 1 「支給額」欄中の距離数は、各々の支給額に対応する距離区分を示している。

2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第13表

再任用職員の給料表別、級別人員数

1 フルタイム勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職	156	1		129	20	2	2	2
公安職	39		3	14	19	2	1	
教育職 (1)	147	9	137	1				
教育職 (2)	88		88					
研究職	8		8					
医療職 (2)								
計	438							

2 短時間勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職	12		12					
教育職 (1)	8	1	7					
教育職 (2)	113		113					
計	133							





## 2 職種別民間給与実態調査関係



## 平成 30 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成 30 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### 2 調査機関及び方法

本委員会及び人事院の職員等が調査該当事業所において、事業所の給与担当者に面接して調査を行った。

### 3 調査の範囲

#### (1) 調査対象事業所

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 486 事業所

#### (2) 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18）

### 4 調査対象の抽出

#### (1) 事業所の抽出

上記 3 の(1)の事業所を組織、規模、産業によって 10 層に層化し、これらの層から 155 事業所を無作為抽出法により抽出したが、そのうち調査が完結した事業所は 143 事業所であり、その内訳は第 14 表のとおりである。

#### (2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### (3) 調査実人員

4,109 人（うち初任給関係職種 120 人）であるが、行政職に相当する調査実人員は 3,153 人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 15,383 人であり、うち、行政職に相当するものは 9,695 人である。

### 5 調査結果

調査結果は、第 14 表から第 22 表に示すとおりである。



第14表

## 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計		143	43	68	32
農業，林業，漁業		1	0	0	1
鉱業，採石業，砂利採取業， 建設業		9	1	2	6
製造業		76	26	39	11
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		14	1	9	4
卸売業，小売業		4	2	0	2
金融業，保険業，不動産業， 物品賃貸業		3	2	1	0
教育，学習支援業，医療，福祉， サービス業		36	11	17	8

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が12所あった。

2 調査対象事業所155所に占める調査完了事業所143所の割合（調査完了率）は、92.3%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表

## 職 種 別 に み た

職 種 名		調査実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額		
				きまって支給する給与		(A) - (B)
				(A)	うち時間外手当 (B)	
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	( 816 ) X	( 53.3 ) 59.3	( 765,455 ) 544,413	( 1,302 ) 0	( 764,153 ) 544,413
	工 場 長	( 523 ) 12	( 53.7 ) 50.6	( 715,602 ) 685,586	( 2,400 ) 43	( 713,202 ) 685,543
	事 務 部 長	( 15,820 ) 70	( 52.7 ) 55.3	( 710,219 ) 557,996	( 5,267 ) 2,762	( 704,952 ) 555,234
	技 術 部 長	( 9,739 ) 41	( 52.5 ) 52.7	( 695,573 ) 592,927	( 2,544 ) 3,802	( 693,029 ) 589,125
	事 務 部 次 長	( 6,270 ) 56	( 51.2 ) 52.9	( 620,398 ) 546,550	( 4,125 ) 319	( 616,273 ) 546,231
	技 術 部 次 長	( 3,350 ) 11	( 51.1 ) 52.4	( 630,378 ) 576,829	( 5,717 ) 0	( 624,661 ) 576,829
	事 務 課 長	( 32,189 ) 199	( 49.1 ) 49.9	( 598,365 ) 552,690	( 8,620 ) 5,602	( 589,745 ) 547,088
	技 術 課 長	( 25,277 ) 128	( 49.1 ) 50.3	( 589,083 ) 517,184	( 10,824 ) 13,794	( 578,259 ) 503,390
	事 務 課 長 代 理	( 12,488 ) 96	( 45.3 ) 47.5	( 553,377 ) 517,639	( 31,397 ) 56,892	( 521,980 ) 460,747
	技 術 課 長 代 理	( 7,522 ) 26	( 47.6 ) 48.6	( 528,971 ) 494,363	( 40,717 ) 74,163	( 488,254 ) 420,200
	事 務 係 長	( 35,562 ) 320	( 44.9 ) 49.6	( 464,877 ) 484,935	( 54,290 ) 59,443	( 410,587 ) 425,492
	技 術 係 長	( 27,478 ) 216	( 45.6 ) 46.5	( 505,089 ) 414,820	( 71,765 ) 50,331	( 433,324 ) 364,489
	事 務 主 任	( 30,500 ) 223	( 41.2 ) 42.9	( 394,315 ) 380,726	( 47,735 ) 49,437	( 346,580 ) 331,289
	技 術 主 任	( 26,340 ) 152	( 42.7 ) 45.5	( 452,545 ) 386,442	( 72,017 ) 72,183	( 380,528 ) 314,259
	事 務 係 員	( 123,422 ) 902	( 36.5 ) 37.0	( 327,347 ) 280,499	( 39,544 ) 33,505	( 287,803 ) 246,994
	技 術 係 員	( 89,328 ) 699	( 35.9 ) 38.2	( 366,403 ) 318,643	( 62,990 ) 45,316	( 303,413 ) 273,327

(注) 1 ( ) 内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実人員数が2人以下を示す。

3 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

4 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

5 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

民間給与額等

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	第16表参照
構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	同 上
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記の者と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同 上
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の者と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	同 上
係の長及び係長級専門職	同 上
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
	同 上

給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう。  
 給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう。  
 給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう。

職種名	調査実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
技能・ 労務関係 職種	電話交換手	( 88 ) -	( 39.8 ) -	( 281,214 ) -	( 23,496 ) -	( 257,718 ) -
	自家用乗用自動車 運転手	( 238 ) 5	( 49.1 ) 46.4	( 346,107 ) 266,917	( 55,162 ) 5,081	( 290,945 ) 261,836
	守衛	( 400 ) X	( 51.0 ) 57.5	( 349,053 ) 223,581	( 48,516 ) 0	( 300,537 ) 223,581
	用務員	( 217 ) 5	( 51.4 ) 52.9	( 269,220 ) 248,988	( 14,092 ) 3,727	( 255,128 ) 245,261
教育 関係 職種	大学学長・ 副学長・学部長	( 373 ) 7	( 60.4 ) 65.9	( 834,203 ) 829,921	( 6,801 ) 0	( 827,402 ) 829,921
	大学教授	( 2,467 ) 44	( 57.1 ) 54.1	( 721,040 ) 615,061	( 9,412 ) 2,778	( 711,628 ) 612,283
	大学准教授	( 1,957 ) 34	( 48.6 ) 50.5	( 596,249 ) 524,713	( 10,103 ) 7,087	( 586,146 ) 517,626
	大学講師	( 1,292 ) 42	( 45.2 ) 48.0	( 528,783 ) 504,847	( 8,076 ) 8,493	( 520,707 ) 496,354
	大学助教	( 813 ) 61	( 40.5 ) 42.3	( 458,879 ) 469,461	( 10,807 ) 42,268	( 448,072 ) 427,193
	高等学校校長	( 60 ) -	( 59.8 ) -	( 776,301 ) -	( 2,993 ) -	( 773,308 ) -
	高等学校教頭	( 202 ) -	( 55.7 ) -	( 656,973 ) -	( 4,913 ) -	( 652,060 ) -
	高等学校主幹教諭	( 42 ) -	( 51.3 ) -	( 668,023 ) -	( 4,746 ) -	( 663,277 ) -
	高等学校指導教諭	( 30 ) -	( 50.8 ) -	( 508,224 ) -	( 976 ) -	( 507,248 ) -
	高等学校教諭	( 2,780 ) -	( 45.1 ) -	( 514,186 ) -	( 7,063 ) -	( 507,123 ) -
研究 関係 職種	研究所長	( 52 ) -	( 53.9 ) -	( 870,663 ) -	( 223 ) -	( 870,440 ) -
	研究部(課)長	( 1,259 ) X	( 51.3 ) 53.5	( 689,506 ) 459,750	( 3,129 ) 0	( 686,377 ) 459,750
	研究室(係)長	( 953 ) -	( 46.6 ) -	( 556,927 ) -	( 24,962 ) -	( 531,965 ) -
	主任研究員	( 1,977 ) -	( 43.7 ) -	( 558,656 ) -	( 56,628 ) -	( 502,028 ) -
	研究員	( 3,173 ) X	( 35.5 ) 46.0	( 408,814 ) 300,763	( 62,879 ) 1,049	( 345,935 ) 299,714
	研究補助員	( 366 ) -	( 35.3 ) -	( 329,417 ) -	( 48,032 ) -	( 281,385 ) -

(注) 1 ( )内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。



備 考

業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。  
電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。

構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)

2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長

構成員3人以上の室(係)の長

下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)

職種名	調査実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
医療関係職種	病院長	( 64 ) 3	( 60.8 ) 65.7	( 1,616,123 ) 1,500,020	( 61,110 ) 0	( 1,555,013 ) 1,500,020
	副院長	( 180 ) 4	( 58.6 ) 69.0	( 1,530,502 ) 1,473,108	( 81,183 ) 34,295	( 1,449,319 ) 1,438,813
	医科長	( 577 ) 10	( 51.2 ) 47.8	( 1,223,221 ) 1,320,421	( 109,825 ) 81,367	( 1,113,396 ) 1,239,054
	医師	( 1,118 ) 14	( 47.7 ) 49.5	( 1,001,648 ) 1,434,522	( 79,296 ) 191,719	( 922,352 ) 1,242,803
	歯科医師	( 34 ) -	( 44.6 ) -	( 692,725 ) -	( 17,838 ) -	( 674,887 ) -
	薬局長	( 218 ) 6	( 50.4 ) 54.0	( 508,602 ) 480,161	( 28,558 ) 15,524	( 480,044 ) 464,637
	薬剤師	( 1,501 ) 41	( 37.3 ) 37.2	( 378,001 ) 351,695	( 34,738 ) 35,671	( 343,263 ) 316,024
	診療放射線技師	( 1,787 ) 42	( 41.0 ) 40.6	( 388,211 ) 366,253	( 33,368 ) 34,345	( 354,843 ) 331,908
	臨床検査技師	( 2,027 ) 51	( 41.8 ) 41.9	( 364,476 ) 339,137	( 25,736 ) 26,234	( 338,740 ) 312,903
	栄養士	( 1,390 ) 26	( 37.2 ) 41.5	( 281,301 ) 284,181	( 17,748 ) 7,545	( 263,553 ) 276,636
	理学療法士	( 3,549 ) 67	( 32.5 ) 32.2	( 295,685 ) 263,235	( 14,770 ) 10,978	( 280,915 ) 252,257
	作業療法士	( 2,547 ) 50	( 32.5 ) 32.6	( 285,185 ) 263,213	( 11,909 ) 10,882	( 273,276 ) 252,331
	総看護師長	( 240 ) 5	( 55.5 ) 58.5	( 518,840 ) 388,344	( 7,935 ) 8,141	( 510,905 ) 380,203
	看護師長	( 3,116 ) 63	( 48.5 ) 53.8	( 426,914 ) 427,039	( 30,281 ) 17,722	( 396,633 ) 409,317
	看護師	( 9,574 ) 216	( 39.1 ) 40.8	( 357,381 ) 352,714	( 40,256 ) 32,991	( 317,125 ) 319,723
	准看護師	( 4,071 ) 35	( 45.8 ) 46.9	( 301,623 ) 312,571	( 37,088 ) 40,554	( 264,535 ) 272,017

(注) 1 ( )内は、人事院が調査した全国数値である。  
2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

備 考
部下に医師又は歯科医師 5 人以上
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
部下に医師又は歯科医師 1 人以上
部下に薬剤師 2 人以上
部下に看護師長 5 人以上
部下に看護師又は准看護師 5 人以上

第16表

公民給与の比較における対応関係

職 員	民 間 事 業 所		
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満	企業規模 100人未満
行政職給料表	支店長、工場長、 部長、部次長		
10級及び9級			
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
7級			
6級	課長代理	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第17表

## 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員	大学卒	円 190,693	円 182,991	円 192,702	円 199,400
	短大卒	168,623	—	168,623	—
	高校卒	153,317	X	153,587	X
新卒技術者	大学卒	201,554	208,717	191,695	X
	短大卒	166,258	X	163,943	—
	高校卒	159,117	148,833	167,160	X
新卒事務員・技術者計	大学卒	192,778	191,485	192,599	197,167
	短大卒	167,584	X	166,744	—
	高校卒	155,705	147,170	157,800	151,433

(注) Xは、採用人数が2人以下である。

備考 職員の初任給月額は、Ⅰ種試験採用者（大卒相当）で180,800円、Ⅱ種試験採用者（短大卒相当）で161,200円、Ⅲ種試験採用者（高卒相当）で148,400円である。

第18表

## 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
				%	%	%	
大学卒	規模計		% 15.1	% 31.8	% 68.2	% —	% 84.9
		500人以上	16.0	50.6	49.4	—	84.0
		100人以上 500人未満	17.0	29.0	71.0	—	83.0
		50人以上 100人未満	10.0	0.0	100.0	—	90.0
高校卒	規模計		12.2	30.4	69.6	—	87.8
		500人以上	9.0	79.4	20.6	—	91.0
		100人以上 500人未満	15.0	19.9	80.1	—	85.0
		50人以上 100人未満	10.0	0.0	100.0	—	90.0

(注) 初任給の改定状況欄は、採用がある事業所を100とした割合である。

第19表

## 民間における定期昇給制度の状況

役職段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし
		%	%	%	%	%
係員	規模計	95.2	46.5	70.6	48.4	4.8
	500人以上	98.6	43.2	86.8	66.8	1.4
	100人以上 500人未満	95.3	49.5	59.5	36.1	4.7
	50人以上 100人未満	90.3	45.2	70.9	48.4	9.7
課長級	規模計	90.2	43.6	67.6	44.0	9.8
	500人以上	89.5	35.5	77.7	59.5	10.5
	100人以上 500人未満	90.7	46.8	60.7	31.4	9.3
	50人以上 100人未満	90.3	48.4	67.8	48.4	9.7

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表

## 民間における家族手当の支給状況

## その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当 制度がある	配偶者に家族手 当を支給する	配偶者に対する 家族手当を見直 す予定又は見直 すことについて 検討中	税制及び社会保 障制度の見直し の動向等によっ ては見直すこと を検討する	配偶者に対する 家族手当を見直 す予定がない (検討も行ってい ない)
74.6%	(87.3%)	[11.3%]	[9.2%]	[79.5%]

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

## その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	10,714円
配偶者と子1人	15,806円
配偶者と子2人	20,693円

(注) 支出月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第21表

## 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	52.5%
支給しない	47.5%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

(注) 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第22表

## 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
	規模計	44.0	56.0	45.1	54.9	47.1	52.9
	500人以上	42.1	57.9	42.4	57.6	46.9	53.1
	100人以上 500人未満	52.4	47.6	54.0	46.0	53.3	46.7
	50人以上 100人未満	28.1	71.9	29.6	70.4	33.3	66.7





### 3 生計費及び労働経済指標関係



## 平成30年4月の標準生計費算定方法の概要

「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

### 1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 ----- 食料

住居関係費 ----- 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 ----- 被服及び履物

雑費 I ----- 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II ----- その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

### 2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（勤労者世帯）における平成30年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの。以下「平均4人値」という。）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の標準生計費「1人世帯」に、本県の平均4人値を全国の平均4人値で除して得た値を乗じて算定した。

（注） 全国の標準生計費「1人世帯」とは、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～26歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成30年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

### 3 算定結果

算定結果は、第23表に示すとおりである。

第23表

盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(単位：円)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	27,210	43,520	54,050	64,580	75,120
住居関係費	58,510	64,120	57,660	51,190	44,720
被服・履物費	3,150	11,000	12,640	14,280	15,910
雑費Ⅰ	41,060	37,080	68,780	100,490	132,180
雑費Ⅱ	13,590	31,070	38,500	45,910	53,320
計	143,520	186,790	231,630	276,450	321,250

参考1

盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国比較

(単位：円)

区分	盛岡市		全国	
食料費	27,210	(106.7)	25,490	(100.0)
住居関係費	58,510	(122.6)	47,720	(100.0)
被服・履物費	3,150	(122.1)	2,580	(100.0)
雑費Ⅰ	41,060	(125.0)	32,860	(100.0)
雑費Ⅱ	13,590	(164.1)	8,280	(100.0)
計	143,520	(122.7)	116,930	(100.0)

(注) ( ) 内は、全国を100として計算した指数である。

参考 2

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費 目	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	0.513	0.638	0.762	0.886
住 居 関 係 費	0.974	0.876	0.778	0.679
被 服 ・ 履 物 費	0.601	0.690	0.780	0.869
雑 費 I	0.209	0.388	0.567	0.745
雑 費 II	0.299	0.371	0.442	0.514

(注) この換算乗数は、平成29年1月～12月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除した値を小数点以下第3位まで示したものである。

第24表

## 労働経

項目				年 月				
				平成29年 4 月	5 月	6 月	7 月	
賃金労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与	全国	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	294,971	289,051	291,520	291,266
				前年同月比(%)	0.4	0.5	0.4	0.4
			うち所定内給与	金額(円)	268,859	264,818	267,301	267,053
				前年同月比(%)	0.5	0.7	0.6	0.6
			うち所定外給与	金額(円)	26,112	24,233	24,219	24,213
				前年同月比(%)	△ 0.6	△ 1.0	△ 1.6	△ 1.3
	岩手県	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	244,699	239,636	245,141	243,230	
				前年同月比(%)	0.6	△ 0.1	0.1	△ 0.7
			うち所定内給与	金額(円)	222,670	219,365	223,336	221,502
				前年同月比(%)	0.5	0.1	0.1	△ 0.8
			うち所定外給与	金額(円)	22,029	20,271	21,805	21,728
				前年同月比(%)	1.3	△ 2.0	0.7	1.3
労働時間	全国	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	153.1	144.7	154.2	150.5	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	13.2	12.3	12.3	12.4	
	岩手県	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	159.9	154.4	163.5	160.8	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	13.5	13.0	12.9	13.3	
生計費	消費支出(二人以上世帯のうち 勤労者世帯) (総務省家計調査)	全国	金額(円)	329,949	315,194	296,653	308,818	
			前年同月比(%)	△ 2.4	2.8	7.2	2.1	
		東京都区部	金額(円)	447,741	407,024	337,259	388,461	
			前年同月比(%)	4.4	13.7	4.5	13.6	
		盛岡市	金額(円)	334,443	282,669	312,982	304,685	
			前年同月比(%)	△ 11.6	△ 17.0	4.5	△ 6.9	
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比(%)	0.4	0.4	0.4	0.4	
		東京都区部	前年同月比(%)	△ 0.1	0.1	0.1	0.2	
		盛岡市	前年同月比(%)	1.3	1.5	1.3	1.3	
	国内企業物価指数(日本銀行)			前年同月比(%)	2.1	2.1	2.2	2.5
雇用	常用雇用指数(調査産業計) (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国	前年同月比(%)	1.6	1.8	1.5	1.7	
		岩手県	前年同月比(%)	△ 1.6	△ 1.8	△ 1.6	△ 2.5	
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全国	倍率(倍)	1.47	1.49	1.50	1.51	
		岩手県	倍率(倍)	1.41	1.40	1.40	1.41	
	完全失業率(総務省労働力調査)			比率(%)	2.8	3.0	2.8	2.8

(注) 1 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は平成27年基準である。

2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は季節調整値である。

济 指 標

8月	9月	10月	11月	12月	平成30年					
					1月	2月	3月	4月	5月	6月
289,345	291,098	291,585	291,838	291,931	289,951	289,965	293,782	296,574	292,656	295,074
0.4	0.7	0.2	0.4	0.4	0.7	0.2	0.8	0.5	1.2	1.2
265,268	267,076	266,571	266,047	266,043	265,610	265,310	268,427	270,683	268,268	270,222
0.4	0.8	0.4	0.4	0.4	0.9	0.4	0.9	0.7	1.3	1.1
24,077	24,022	25,014	25,791	25,888	24,341	24,655	25,355	25,891	24,388	24,852
0.2	△ 0.5	△ 1.5	0.6	0.1	△ 1.4	△ 2.1	0.1	△ 0.8	0.6	2.6
240,904	242,234	244,317	244,068	244,446	245,191	244,929	248,560	246,906	244,581	246,852
△ 1.3	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.6	2.9	2.1	1.7	0.9	2.1	0.7
218,807	220,563	221,799	221,401	220,575	222,981	222,268	225,227	225,077	224,078	225,967
△ 2.2	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.9	3.1	1.7	1.6	1.1	2.1	1.2
22,097	21,671	22,518	22,667	23,871	22,210	22,661	23,333	21,829	20,503	20,885
8.3	4.1	△ 0.8	△ 3.6	2.3	1.2	6.5	3.1	△ 0.9	1.1	△ 4.2
144.5	148.4	149.7	150.9	148.9	139.0	143.1	147.6	150.9	146.6	152.7
12.0	12.5	12.8	13.1	13.2	12.0	12.4	12.9	13.0	12.4	12.4
154.0	156.5	160.6	158.9	159.2	145.5	149.3	156.1	158.1	153.2	159.6
13.3	13.0	13.5	13.8	14.2	11.8	12.1	13.3	13.1	12.0	11.7
301,574	295,211	313,733	301,164	352,076	317,659	289,177	334,998	334,967	312,354	291,998
0.0	△ 0.4	2.6	2.4	0.8	3.4	△ 3.0	△ 0.6	1.5	△ 0.9	△ 1.6
350,298	347,541	381,203	323,607	387,856	365,267	314,030	375,957	477,826	332,718	291,780
2.1	1.9	7.3	△ 5.7	△ 6.3	△ 2.0	△ 16.8	△ 2.7	6.7	△ 18.3	△ 13.5
284,138	263,385	293,173	288,932	392,236	339,281	314,792	493,669	429,471	343,816	305,889
△ 5.5	△ 19.4	0.5	△ 1.3	21.0	12.7	12.4	44.5	28.4	21.6	△ 2.3
0.7	0.7	0.2	0.6	1.0	1.4	1.5	1.1	0.6	0.7	0.7
0.5	0.5	△ 0.1	0.3	1.0	1.3	1.4	1.0	0.5	0.4	0.6
1.6	1.8	1.2	1.4	1.3	1.6	1.6	1.0	0.8	1.0	1.0
2.8	3.0	3.5	3.5	3.0	2.7	2.5	2.0	2.0	2.6	2.8
1.4	1.7	1.8	1.8	1.5	1.4	1.6	1.5	1.2	1.3	1.3
△ 2.5	△ 2.5	△ 1.8	△ 2.0	△ 1.8	△ 5.9	△ 6.2	△ 6.6	△ 6.5	△ 5.7	△ 5.9
1.52	1.53	1.55	1.56	1.59	1.59	1.58	1.59	1.59	1.60	1.62
1.40	1.40	1.41	1.44	1.44	1.46	1.42	1.45	1.45	1.44	1.45
2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	2.4	2.5	2.5	2.5	2.2	2.4